

監督署からのお知らせ <2016年 No.2>

～ ゼロ災復興めざして がんばろう! ～

石巻労働基準監督署
平成 28 年 2 月 25 日発行

震災前(平成 22 年)と震災後 5 年間の労働災害発生の推移

震災から 5 年が経過しようとしています。震災前と比べ平成 27 年は、労働災害は、全産業では 9%の増加となっています。内訳は、製造業は-25%(水産食料品は-34%)、建設業は、281%増加(土木+488%、建築工事+204%、木造建築+175%)となっています。一方道路貨物運送業、商業・サービス業ではほぼ横ばいとなっています。産業廃棄物処理業では、平成 25 年が突出していますが、これはがれき処理がピークを迎えていたためと思われます。

| 業種 / 年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|
| 全産業合計 | 333② | 285② | 407② | 451⑨ | 396⑤ | 363⑥ |
| 製造業 | 130 | 61 | 104 | 122② | 104 | 97① |
| うち水産食料品製造業 | 62 | 26 | 45 | 47 | 48 | 41 |
| うち金属製品製造業 | 17 | 3 | 11 | 5 | 6 | 4 |
| うち造船業 | 11 | 7 | 9 | 13① | 7 | 10 |
| 建設業 | 37 | 90① | 131① | 116④ | 106③ | 104③ |
| うち 土木工事業 | 8 | 26 | 36 | 32② | 41② | 39① |
| うち建築工事業 | 25 | 49 | 81 | 65② | 50① | 51② |
| (うち木造家屋建築工事業) | 12 | 32① | 56① | 40 | 31① | 21② |
| 道路貨物運送業 | 19① | 24 | 20 | 26① | 36① | 18 |
| 林業 | 9 | 8 | 10 | 8 | 12 | 9 |
| 商業 | 44 | 39 | 44 | 41 | 40 | 36 |
| 保健衛生業 | 31 | 18① | 30 | 26 | 23 | 29 |
| 接客娯楽業(旅館業含む) | 16 | 8 | 10 | 15 | 15 | 15 |
| 廃棄物処理業 | 8 | 7 | 9 | 38 | 10 | 9 |

労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害による・○は死亡件数・23年は地震津波被害は除く・平成27年は速報値

平成 27 年度 建設業年度末労働災害防止強調運動実施中! 繁忙期こそ「安全第一」で!

年度末は、死亡・重大災害のリスクが大きくなる時期です!

工事を急ぎ現場が繁忙となり、工事関係者、職種の出入りも多く現場が錯綜します。さらには過労状態が生じやすく注意力が低下する時期でもあります。この時期、十分な打ち合わせとKY活動を念入りに行うとともに、一人ひとりが、「安全」に責任があること自覚して作業を行いましょう。

【実施期間】 平成 28 年 2 月 1 日(月)～3 月 31 日(木)

3月11日は安全を再確認！

地震・津波等災害時の緊急避難、連絡体制の再確認を

石巻労働基準監督署管内では、東日本大震災による地震・津波で563名(注)の方が労働災害で亡くなられています。多くは、事業場内や出張での作業中、または退避途中に津波に巻き込まれたものです。

まもなく震災から5年が経過しますが、各事業場におかれましては、緊急時の避難経路の確保や避難訓練の実施、もしもの時の対応マニュアル、緊急連絡体制等の再確認をお願いします。また、倉庫などの落下物対策や防火対策等の点検をお願いします。

なお、当署では毎月11日を「復旧・復興工事ゼロ災の日」として工事現場での安全点検等を推奨するとともに、発注機関と連携して安全パトロールを実施しています。

(注)労働者死傷病報告による(通勤災害は含まず)

労働条件は書面で明示を

3月・4月は労働者の採用等異動が多くなる時期です。当署管内では、賃金の支払いのトラブルが発生しており、その多くで労働契約が口約束等不明確なことが要因となっています。

雇い入れる労働者へは、労働基準法で定められた労働条件の書面通知を徹底するようお願いいたします。

【必ず書面で明示する事項】 (労働基準法第15条)

1. 労働契約の期間(期間の定めの有無、定めがある場合はその期間)
2. 就業の場所・従事する業務の内容
3. 労働時間に関する事項(始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等)
4. 賃金、その決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
5. 退職に関する事項(解雇の事由を含む)

労働契約の期間の定めがある場合は契約更新に関する事項、パートタイム労働者には、昇給、退職金、賞与の有無も書面で明示してください。

労働条件通知書の交付は事業者の義務です。

もらって安心！
渡してクリア！
労働条件は書面で明示！

労働者を雇い入れる場合、主な労働条件は書面で明示しなければなりません
【必ず書面で明示する事項】 (労働基準法第15条)
○ 労働契約の期間(期間の定めの有無、定めがある場合はその期間)
○ 就業の場所・従事する業務の内容
○ 労働時間に関する事項(始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等)
○ 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
○ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)

労働契約の期間の定めがある場合は契約更新に関する事項、パートタイム労働者には、昇給、退職金、賞与の有無も書面で明示してください。

モデル労働条件通知書は、
宮城労働局ホームページで検索できます。

石巻労働基準監督署 電話 0225-22-3365

モデル様式は、宮城労働局ホームページの法令・様式集からダウンロードできます。

発行：石巻労働基準監督署 (TEL：0225-22-3365) 〒986-0832 石巻市泉町4-1-18 (ハローワーク石巻と同じ合同庁舎)

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽に御相談ください。

労働条件関係は方面、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生課、労働保険料・労災保険関係は労災課まで。